

# 「由緒沿革誌 其ノ二」の翻刻と平安義会の社団法人化 — 『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の紹介（五） —

下川 雅弘\*

Introduction to Heian-gikai Siryo (the Historical Materials of the Heian-gikai) and Ohkitsu-zaidan Siryo (the Historical Materials of the Ohkitsu-zaidan) for the Study of Kyoto-kanke-shizoku (V)

Masahiro SHIMOKAWA\*

## Abstract

The term Kyoto-kanke-shizoku refers to the low-level functionaries who served in the Imperial Court until 1869. They became unemployed and impoverished as a result of the Meiji Restoration. The organizations Heian-gikai and Kyoto-Ohkitsu-zaidan were founded to support them. Heian-gikai Siryo (the Historical Materials of the Heian-gikai) and Ohkitsu-zaidan Siryo (the Historical Materials of the Ohkitsu-zaidan) are the materials handed down from generation to generation in these organizations. In 2016, these materials were donated to the Kyoto Institute, Library and Archives. This text was written to introduce them for being used in the study on the Kyoto-kanke-shizoku.

はじめに

本稿は、近世以前において朝廷に出仕していた官家士族について、その近代以降の動向の解明に資するため、京都府立京都学・歴史館所蔵『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の一部を、逐次翻刻・紹介することを目的としている。<sup>①</sup>その(五)となる今回は、同史料群のなかから、とくに平安義会の社団法人化に関する史料を取り扱う。

平安義会とは、官家士族の救済等を目的とする団体で、京都在住の旧官家士族総代たちを中心として明治二十四年(一八九二)五月に設立された。<sup>②</sup>明治二十六年(一八九三)七月には、東京在住の伊丹重賢を会長とするともに、平安義会は宮内省に公認され、同年九月に伊丹・尾崎三良・桜井能監が管理していた基金が平安義会に引き継がれる。翌十月に官家士族の子弟を教育する平安義校の廃止が決定すると、平安義会は官家士族の子弟に対して奨学事業を展開する団体としての性格を確立していく。<sup>③</sup>以上は拙稿を含むこれまでの研究において明らかにされている。<sup>④</sup>

本稿では前稿<sup>⑤</sup>に引き続き、平安義会の社団法人化および授産金引継に関する明治二十二年(一八八九)から明治四十一年(一九〇八)の史料を綴込んで簿冊とした、『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ二」の一部を翻刻・紹介し、明治四十二年(一九〇九)六月に平安義会が社団法人としての認可を受けるまでの経緯について、あらたな情報を提供したい。

## 一 『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ二」の構成と解題

まずはあらためて、『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ二」の冒頭に記載された目録を引用する。

### 社団法人設立二関スル書類

#### 目録

- 壹 定期総会及臨時総会出席人名
- 貳 臨時総会議事録
- 参 社団法人許可願
- 四 社団法人進達願
- 五 平安義会資産総額
- 六 平安義会定款
- 授産金二関スル書類
- 目録
- 壹 授産金引継書
- 貳 同
- 参 領収証

これらに綴られた膨大な書類のなかから、本稿では、前半の「社団法人設立二関スル書類」を取り扱う。「社団法人設立二関スル書類」は、明治四十年(一九〇七)から明治四十一年のもので、この期間に平安義会の社団法人化に向けた準備が進められていく。

「壹 定期総会及臨時総会出席人名」には、(一)「定期総会及臨時総会出席人名」が、「貳 臨時総会議事録」には、「(二)平安議会議事録」が、「参 臨時総会議事録」が、それぞれ綴られている。「参 社団法人許可願」には、七通の社団法人許可願、二通の社団法人進達願、一冊の平安義会定款、三冊の平安義会資産総額(財産目録)、二通の平安義会社員総数に加え、平安義会社員総数の内訳を記したメモが綴られており、本稿ではこれらのうち明治四十一年十一月十七日付で文部大臣に宛てられた社団法人許可願一通を(三)「社団法人許可願」<sup>6)</sup>として、同年十一月十七日付で京都府知事に宛てられた社団法人進達願一通を(四)「社団法人進達願」<sup>7)</sup>として取り上げる。「四 社団法人進達願」には、二通の社団法人進達願、一通の社団法人許可願、一冊の平安義会定款が綴られている。「五 平安義会資産総額」には、二冊の平安義会資産総額、二通の平安義会社員総数、一通の社団法人進達願が綴られており、本稿ではこれらのうち先に綴られた平安義会資産総額と平安義会社員総数一通ずつを、それぞれ(五)「平安義会資産総額」、「(六)「平安義会社員総数」として取り上げる。「六 平安義会定款」には、「(七)「平安義会定款」が綴られている。以上の(一)〜(七)の各史料について、その全文を翻刻・紹介したい。なお、翻刻に当たっては、原則として旧字を新字に改めている。それぞれの史料についての解題は、以下の通りである。

(一)の「定期総会及臨時総会出席人名」は、明治四十年(一九〇七)九月二十九日に開催された平安義会の定期総会および臨時総会の出席者名簿である。「第壹番 野路井孝治」から「第百拾九番 三宅定次」

まで百十九名の署名がなされているが、紙幅の都合により翻刻ではこれを省略した。

(二)の「平安議会議事録」は、明治四十年九月二十九日に開催された平安義会の臨時総会の議事録である。この臨時総会では、おもに平安義会の社団法人化の是非が議題とされている。なお、発言者の人名は、(一)の「定期総会及臨時総会出席人名」を参照の上、これを付記した。

(三)の「社団法人許可願」は、明治四十一年(一九〇八)十一月十七日に、平安義会設立者総代八名が、平安義会の社団法人化を文部大臣小松原英太郎に願ひ出た書類である。なお、「社団法人設立二関スル書類」には、注(6)の通り、別の日付で内務大臣平田東助および文部大臣小松原英太郎に宛てたものなども綴られている。

(四)の「社団法人進達願」は、明治四十一年十一月十七日に、平安義会設立者総代三名が、(三)の「社団法人許可願」について、関係官庁への取り次ぎを京都府知事大森鍾一に願ひ出た書類である。

(五)の「平安義会資産総額」は、明治四十一年六月三十日時点における平安義会の総資産の調査結果をまとめた資料で、平安義会の社団法人化に向けた必要書類として作成されたものと考えられる。

(六)の「平安義会社員総数」は、平安義会の社員総数の調査結果をまとめた資料で、平安義会の社団法人化に向けた必要書類として作成されたものと考えられる。なお、「社団法人設立二関スル書類」には、平安義会社員総数の内訳を記したメモ一通が含まれている。

(七)の「平安義会定款」は、平安義会の社団法人化に向けて作成

された定款の案で、明治四十一年前後のものと考えられる。なお、平安義会が社団法人として承認された明治四十二年（一九〇九）六月時点の定款とは、内容が一部で異なっている。

## 二 史料の翻刻

### (一)「定期総会及臨時総会出席人名」

(表紙)

明治四拾年九月廿九日

定期総会及臨時総会出席人名

平安義会

「

(省略)

### (二)「平安議会議事筆記」

明治四十年九月式拾九日

平安義会臨時総会議事筆記

(細道名) 五拾参番 本会ノ総会ハ二月ニ開クヲ例トスルニ、今日マデ延期セシ

理由ハ如何、

(増沢幸也) 幹事長 之ニ答弁ス、

(細道名) 五拾参番 或人死去ノ場合ニヨレハ弔慰ヲシ、或人カ死去セシトキ弔

慰セサルハ如何ナル訳ケカ、同一にセネバナラヌコトナラスヤ、

幹事長 之ニ答弁ス、

(上河原少七) 九拾式番 本会々計ノ収支決算ノ報告ナキハ如何、何レノ会社ニシテ

モ明細ニ報告スルニ、本会ノ如キハ之ナシハ如何、

幹事長 之ニ答弁ス、

(水谷慶三) 五拾式番 或ル総代カ死去セシトキニ弔慰シ、アル総代議員ノ死去ノ

節ハ、花壺本モ送ラサルハ如何ナル理由ナルカ、コノ区々ノ取

扱ヲセラル、ハ、幹事諸君ノ特別ノ懇意ナル人ニ限り、時ニ弔

志スルカ、

幹事長 之ニ答弁ス、

(水谷慶三) 五拾式番 届出ナキ場合ハ弔慰ノ出来ヌトノコトナレハヨロシ、

(尾崎三良) 会長 本会ニハ別段ニ異議ナキト認ム、因テ引続キ臨時総会ニ移ル

宣言ス、

幹事長 本会ノ財産ヲ総テ挙テ本会ノ為メ、會員議君子孫ノ為ニ、這

回社団法人組織ニ変更致シタク、抛テ財産ノ保護ヲ目的トスル

ニアリ、、、、

(佐々木光文) 拾四番 會員何人集合セハ総会ヲ開キ、何人集合セシトキハ開会セヌ

ト云フ訳ナルカ、尚ホ附言ス、今日頂戴セシ定款ハ教拾條ニシ

テ熟読スルニ遅ナシ、之ヲ熟読セ不故ニ議場ニ立ツモ益ナ

シ、、、、

幹事長 之二答弁ス、

拾四番

(佐々木光文)

本会ニ於テ社團法人ト云フコトハ必要ニアラスト認、如何トナレハ幹事并ニ役員諸子ハ相当ナル人物ニシテ、如此人物ナル人立ガ組立テラレタルモノナレトモ、本会ヲ法人組織ハ絶体的ニ反対ナリ、我々会員ニ賜ハリタルコト恩賜金テハナキカ、コノ最モ貴重ナル此恩賜会ヲ、今日法人云々ト云ヒ如此コトハ、実ニ上陛下ニ対シ畏レ多キコトナラズヤ、此法人云々——、此ノ貴重ナル金ヲ、社團組織ハ平凡タルモノ、スヘキモノニシテ、本会ノ財産ヲ法人云々トハ、思モヨラス畏レ多キコトデハナキカ——、社團法人ニ変更ハ全体ニ大反対ナリ、ヒヤ、ヒヤ、ヒヤ、——、

百十参番 (親戚頭) 社團法人組織ハ法律ノ下ニ設ケル云々トアルガ、法人組織ノ成不ヲ云フニハ非ラズ、此ノ定款ヲ議スルニ付テハ、熟読スル猶予ヲ与ヘテモライタイ、若シ本日ニ於テ延期セシトキハ、会員諸子ノ子弟教育資金ニ付ツテ、年々増加スルヲ以テ、資金ノ不足スルトキハ、亦々畏レ多クモ此後トテモ、賜金ヲ請願シテモ可ナリ——、來年二月迄延期シテモライタイ、

五拾参番 (細道名) 演題台ニ登ラズシテ、コノ俣ノベタシ——、

只今幹事長ガ拾四番ニ対シ、ヲシカリヲ蒙リ、実ニ恐レヲ、クテ何ニモ言フコトガ出来マセヌカラ、ドウソヲダヤカニ言フテ貰ヒタイト——、

前年迄會計ノ報告アリタルニ、近年ヨリ今日マデ報告ノナキハ、粗洩ト云ハネバナラス、會計ノ如キハ詳細ノ報告ヲセネバナラ

又、如何、

五拾番

(植西泰明)

社團法人ニ変更セラル、処ノ定款ハ数拾條アリ、今熟読スルコトヲ必要ト認ム、依テ逐条熟読ノ上——、法人組織ニスルモ可ナリ、然レトモ本会ノ如キハ法律以上ニアリテ、諸会社ノ上位シタルモノト認ム、因テ規則ヲ改正シタシ、第一ニ改正委員ヲ撰定又ハ指名アランコトヲ會長ニ望ム、而テ委員撰定ノ場合ニハ、現幹事及役員ヲ除キ、満場会員中ヨリ撰定アランコトヲ願フ、

拾式番 (小森敏也) 定款中或ル條項ヲ改正云々トアリ、又タ五拾参番ノ如キモ、規則ヲ改正セサレハ、議事ヲ為メコトヲ得ズト云フニアリ——、

又社團法人組織トスルモノハ、乞食穢多ノ如キモノデナケレバ出来ヌ様ニ云ハレ、貴重ナル恩賜金ニ対シ法人組織トセバ、上ニ対シ畏レ多キ事ト申サレマシタカ、私カ思ヒマスルニハ、貴重ナル恩賜金ヲ云——、私ハ反テ此ノ恩賜金ヲ小便桶ノ中ニ投スル様ニ思ヒマス、サスレバ此ノ上モナキ畏レヲキコトデハナキカト思マス、シカスレハ御考ヘガ違ヒテワラヌカノ様ニ認メマス、華族會館ノ如キハ如何デス、既ニ社團法人組織トナツテ居ルデアリマセンカ、法人組織ノ必要トセシ処ハ、仮バ權利上ヨリ言ヘバ、当会ノ財産其他ノモノヲ他ニ貸与シ后、期限ニ到リ返サ、ル等ノ場合ニ取り戻スコトガ出来、又其節取り戻ス効力ヲ有スルモノハ、社團法人ノ必要ヲ認ムル云々——、

七拾番 (天方) 社團法人組織ハ暫ク延期シテモモライタイ、ソシテ此規則ハ

我々が供ニ議シタルモノナルヲ以テ、今茲ニ規則ノ不完全云々ト云フコトハ実ニ不面目ニシテ、幸ニ部外ノ人ノナキニ付ヨロシキガ、此ノコトヲ他ノ人ニ聞カレタルトキハ、我々ノ不名誉デハナキカ、満場ニ於テ詰ヂリ合ラスルハ、取りモ直サズ我々ノ恥ヲ言フ訳ケデハアリマセンカ——、シバラク延期シテモライタイ、

<sup>(細道名)</sup>五拾參番 定款ニ付キテハ、議事ヲ以テ決スルコトハ出来マセヌカラ、私ノ思フ第一ニ定款ノ議案ヲ頒チ、議事ノ土台ヲ設ケテ議スルガ順序デナキカ、尙ホ附言ス、現則第拾壹條ニ依レバ、開会ノ前ニ云々トアルニモ係ハラズ、其手續ヲセラザルハ如何、

幹事長 之ニ答弁ス、

<sup>(細道名)</sup>五拾參番 本会ノ規則ハ總會ノ評決ヲ以テスベキニ、幹事及議員等ノミニシテ変更改正スルハ、實ニ不服云——、

<sup>(四口考範)</sup>參拾貳番 只今幹事及満場各員ノ情況ヲ洞察スルニ、實ニナゲカワシキ事デアリマス、如何トナレバ此ノ平安<sup>(マツ)</sup>議<sup>(マツ)</sup>会タル所以ハ、我々官家士族ノ集団ニアラズヤ、此ノ団体ニシテ「シンナリヨク」ナクテハナラス、又ドコマデモ此ノ「シンナリヨク」ヲ以テ、同族ハ精神ヲ尽シタイト思ヒマス、此精神ガナクテハ「シンナリヨク」ガトボシイト云ハネバナラス、而シテ本会ノ幹事諸君ガ設ケラレタ定款ニ於テハ異条ナシ、最モ信ジテ居リマス——

<sup>(莊林總志)</sup>拾壹番 本会ヲ社団法人組織トセズト云フアリ、然レトモ本会ノ如キハ普通ノ会社トハ異ナリ、畏レ多クモ恩賜金云々ト云フ人アリ、

我々ノ思フ処ハ之二反シテ、諸法律ハ畏レ多クモ、社団法人ノ如キハ 陛下ノ御主意ニシテ財産ヲ保護スルノ目的ニシテ、本会ノ如キハ最モ法人組織ノ必要ハアリト認ム、諸君ノ御考ヘハ違フ処カアロウト思ヒマス、若シ今日ニ於テ社団法人組織ニ致サ、サルトキハ、我々子孫ノ為メ、又本会ノ為ニナリマスマイト思ヒマス、ソシテ向年ノ後ニ到リ思フニ、今日ノ役員ハナンデ法人組織ニハセナシテアローウカト言イ及テ、後ニ子孫ニ恨ミヲノコシ、役員等ノ讒リヲ被ルコトガアリハセヌカト思ヒマス——、今日諸君ノ為ニ本会ノ為ニ財産ヲ保護スル方法ヲ付ケネバナラスト考ヘテ居リマス——、

又夕會員ノ届出ニ付云々トアリマシタガ、他府県ニ行キ、亦タ在籍人ノ人モ届出ガナキトキハ如何トモスルコトガ出来マセヌト思ヒマス、、、、

<sup>(中大路孝忠)</sup>拾番 諸君御承知ノ通、我々役員ガ不親任ナルカ満場諸君ハシラズヤ、曩ニ会長ノ満期ノ節ニ、四拾貳名ノ議員ノ議決ヲ以テ會長不親任ニモ係ハラズ、私ハ思前々ヨリノ縁リモアリ、因テ継続説ヲ主張シテ、會長ノ再任セラレタ——、未タ曾テ諸君ノ知ラレサルトイ——、ホツケトヨリ書面ヲ取り出シテ高声ニ朗讀<sup>(マツ)</sup>セシ処ノ主旨ハ、本会ノ財産ヲ尾崎會長ヨリ幹事ニ引續キタル云々——、

又今マ満場ニシテ反対セラル、ガ、或ル人ハ或ル方面ニ向ヒ運動ヲナシ、又タ或ハ運動ノ為ニ運動費ヲ取り、否運動費ノ為ニ苦シヨリハセヌカ——、一二反対セラル、ハ——、

五拾參番席ヲ蹴立テ、云ク、只今ケシカラスコトヲ云フヤツデ  
ハナイカ、私ガ運動費ヲ取リタルコトガアリマスカ——、憤  
懣面ニアラハレ既ニ——、兩立シテ■論シ——、會長起立シ  
テ兩者ノ發言ヲ止マム、

會長 議論ハ大略ツキタヨウニ思ヒマス、依テ定款ノ修正調査委員ヲ  
設ケタイト思マス(賛成々々  
声アリ)、而シテ役員ヲ除ケト云フ議員カア  
リマシタガ、則會員斗リテ委員ヲ設ケルト云フニ賛成者ハ起立

——、

総起立、

調査委員ヲ置クコトニ決ス、先刻何番デアリマシタカ、来年二  
月マデ延期云々説カアリマシタガ、此ノ仮置キスカ(脱カ)、又ハ取り  
消シマスカ、

(親族願順)  
百十三番 取り消シマス、

(島田貞彦)  
六拾八番 規則ノ改正ハセストモヨキ様ニ思ヒマスガ、スルトセバ那

辺ノ処マデ改正セラル、カ、

(細道名)  
五拾參番 土台カラ極テ行ク積リ、

會長 定款ヲ議スルニハ議事ノ細則ヲ設ケネバナラヌト思フ——、  
委員ニ托スルコトニシマスガ、九名ノ中ニ幹事ヲ加ヘサル方ヨ  
ロシキカ、

(赤尾可雄)  
拾五番 引続ノコトモアリ——、幹事式名ヲ加ヘタ方ガヨロシキカト  
思フ、

會長 然ラバ幹事式名ヲ加ヘ、拾壹名ト致シマス——、私ハ會員諸君  
ノ「ヲカラ、」シリマセン——、ソウシマスト部分ヲセネバナ

ルマイ——、委員指名シマス、  
調査委員拾壹名

下間頼世 山田親長  
水口卓哉 鳥山吉信

南大路勇太郎

吉見資種 小林良恭

下橋敬長 畑 道名

嶺 全明 岩橋元柔

已上

(三)「社団法人許可願」

社団法人許可願

今般民法第三拾四條並ニ同第三拾七條ニ從ヒ、社団トシテ別紙之通平  
安義會法人設立仕度候間、御許可被成下度此段奉願候也、

明治四十一年十一月十七日

平安義會設立者総代

華族男爵 尾崎三良 (印)

東京府東京市麻布区  
六本木町參拾壹番地

士族 増沢季的 (印)

京都府安芸郡上賀茂村  
字上賀茂四百參拾番地

士族 兼田義路 (印)

京都府京都市上京区「條通  
新町」元貞如堂町九番戸

士族 畑 道名 (印)

京都府愛宕郡大宮村大字  
西加茂小字川上拾九番地

士族 畑 道名 (印)

京都府愛宕郡大宮村大字  
西加茂小字川上拾九番地

士族 水口卓哉 (印)

京都府京都市下京区嵯峨脚通  
東海院泉正寺町参百貳拾番地

京都府知事大森鍾一殿

士族 左右田忠太郎 (印)

京都府宇治郡醍醐村字  
醍醐百六拾四番戸

(五)「平安義会資産総額」

士族 田中省三郎 (印)

京都府京都市下京区東塩小路  
字塚ノ本参番地ノ宅

平安義会資産総額 明治四拾叁年  
六月三十日調査

士族 中野州綱 (印)

京都府京都市下京区東坊町通  
鍵屋町鍵屋町参百貳拾八番地

一 日本鉄道株式会社株式 六百四拾四株  
此払込金参万貳千貳百円

一 同第八回発行株式 四百拾八株  
此払込金壹万四千六百参拾円

一 日本郵船株式会社株式 参百株  
此払込金壹万五千元

一 九州鉄道株式会社株式 五拾株  
此払込金貳千五百円

一 以号国庫債券  
額面金四百円

一 波号国庫債券  
額面金参千円

一 学生貸与高

一 金壹万参千百貳拾八円八拾貳錢  
現金四千四百参拾九円貳拾参錢

一 京都市上京区常盤井殿町五百四拾参番

文部大臣小松原英太郎殿

(四)「社団法人進達願」

社団法人進達願

別紙平安義会法人設立願書差出候間、其筋へ御進達被成下度此段奉願  
候也、

明治四十一年十一月十七日

平安義会設立者総代

士族 増沢季の (印)

京都府愛宕郡土賀茂村字  
上賀茂四百参拾番地

士族 兼田義路 (印)

京都府京都市上京区一條通  
新町元真如堂町九番戸



愛宕第一御料拝借地反別七段八畝九歩  
右地上ニ在之

一 建物 拾壹棟

此坪数四拾貳坪式合五勺

京都市上京区玄武町六百貳番地ノ内貳

一 地所 壹ヶ所

此坪数五百拾六坪参合壹勺

同所六百貳番地ノ内参

一 地所 壹ヶ所

此坪数九百五拾参坪式合

右地上ニ在之

一 建物 拾五棟

此坪数参百拾貳坪

(六)「平安義会社員総数」

平安義会社員総数

一 社員壹千零六人

(七)「平安義会定款」

(表紙)

平安義会定款

平安義会定款

第一章 総則

第一條 本会ハ上

皇室ノ御恩眷ト、下祖先ノ勤勞トヲ感銘シ、會員并ニ其子弟ノ学芸

ヲ奨励シ、和親ヲ敦フシ、共同ノ幸福ヲ図リ、一般ノ公益ヲ増進

スルヲ以テ目的トス、

本会ノ事業ニ関スル規定ハ別ニ之レヲ定ム、

第二條 本会ハ平安義会ト称ス、

第三條 本会ノ事務所ヲ京都市上京区今出川通寺町西入常盤井殿町

五百四十三番地ニ置ク、

第四條 本会ノ資産ハ従来ノ平安義会所有財産并ニ将来取得スルコト

アルベキ財産ヲ以テ組成ス、

資産ニ関スル規定ハ別ニ之レヲ定ム、

第二章 會員

第五條 本会ノ社員ヲ會員ト称ス、

第六條 本会ハ左記ノ旧資格ヲ有スル士族ノ戸主ニシテ、現ニ山城国

内ニ住居シ、明治四十一年一月一日現在、平安義会々員名簿ニ登

録サレアル者ヲ以テ會員トス、

非藏人 北面 使番 仕丁 諸官人

宮門跡家来 撰家以下公卿家々来 准門跡家来

社家

第七條 會員ハ山城国外ニ転住スルトキハ、會員タル資格ヲ失フモノトス、

左ノ條項ニ該当スル場合ニ於テ、第六條ニ規定セル旧資格ヲ具備スル者ハ、本会ニ届出デ、會員名簿ニ登録スルニヨリ、會員タルモノトス、

一 家督相続其他ノ理由ニヨリ、新ニ戸主トナリタル者ニシテ、山城国内ニ現住スルトキ、

二 元會員ニシテ、山城国内ニ帰住シタルトキ、

第八條 前條ノ場合ヲ除キ、第六條ノ要件ヲ具備スルモノトシテ、新ニ入会ヲ求ムル者アルトキハ、評議員会ノ議決ヲ經テ、會員名簿ニ登録スルニヨリ、會員タルモノトス、

第九條 本會員ハ其姓名ヲ改称シ、住所ヲ転ジ、其他身分上ノ異動ヲ生シタルトキハ、直チニ本会ニ届出ヅベシ、

第十條 本會員ガ破廉恥罪ニヨリ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ、評議員会ノ決議ニヨリ、除名スルコトヲ得、

第十一條 會員ガ退会セントスルトキハ、其旨ヲ本会ニ届出ヅベシ、此場合ニハ再ビ本會員タルコトヲ得ザルモノトス、

第十二條 前二條ノ場合ニ於テ、其家督相続人ガ本会ノ定款ニヨリ、會員タルコトヲ得ルヲ妨ゲズ、

第十三條 何等ノ事由タルヲ問ハズ、會員ノ資格ヲ失ヒタルモノハ、本会ノ財産ニ対シ、一切ノ要求權ナキモノトス、

### 第三章 会務管理

#### 第一節 理事

第十四條 本会ノ理事ハ会長及幹事ヲ以テ之レニ充ツ、

第十五條 本会ニ会長一名ヲ置キ、本会ニ特ニ功勞アル人ノ中ヨリ、

一 評議員会之レヲ推撰シ、其任期ヲ五年トス、但會員外ノ人ヲ推撰シタル場合ニハ、會員タル資格ヲ得ルモノトス、

第十六條 会長ハ本会ノ事業及幹事ノ職務ヲ指揮監督シ、且本会ヲ代表ス、

會長ハ總會及評議員会ノ議長ト為リ議事ヲ整理ス、

第十七條 本会ニ幹事七名ヲ置キ、評議員中ヨリ互撰ヲ以テ之レヲ定メ、其任期ヲ四年トス、

幹事ニ欠員ヲ生ジタルトキハ、評議員会ニ於テ臨時補欠撰挙ヲ行フ、

此場合ニ於ケル幹事ノ任期ハ、前任者ノ任期ニヨル、

第十八條 幹事ハ互撰ヲ以テ専務幹事一名ヲ置ク、

第十九條 専務幹事ハ事ヲ會長ニ受ケ、會長事故アル時ハ、其事務ヲ代理ス、

第二十條 幹事ハ本会ノ事務ヲ管理シ、専務幹事々故アルトキハ、幹事ノ年長者、之レヲ代理ス、

第二十一條 幹事ハ評議員ノ資格ヲ喪失シタルトキハ、当然解職シタルモノトス、

#### 第二節 評議員

第二十二條 本会ニ評議員四十二人ヲ置キ、其任期ヲ四年トシ、別ニ定ムル撰挙規則ニ從ヒ、左ノ区分ニ依リ、會員中ヨリ互撰スルモノトス、

第一部 非蔵人 北面 使番 六人

第二部 仕丁 六人

第三部 諸官人 六人

第四部 宮門跡家来 六人

第五部 撰家以下公卿家々来 六人

第六部 准門跡家来 六人

第七部 社家 六人

第二十三條 評議員タルモノ及評議員ヲ撰挙スルモノハ、成年以上ノ

會員ニシテ、左ノ各号ニ触レザルモノタルコトヲ要ス、

一 瘋癲、白痴

二 公権剥奪、又ハ停止中ノモノ

三 禁治産、準禁治産中ノモノ

四 租税滞納処分中ノモノ

五 家資分散、若シクハ破産ノ宣告ヲ受ケ、復権ヲ得ザルモノ、

又ハ身代限り処分ヲ受ケ、負債ノ弁償ヲ終ヘザルモノ

六 公権剥奪、若シクハ停止ヲ付スベキ重罪輕罪ノ為メ、公判

ニ付セラレ、其裁判確定ニ至ラザルモノ

第二十四條 本会ニ評議員会ノ決議ニ依リ、特別評議員若干名ヲ置ク

コトヲ得、

特別評議員ノ資格ハ、本会ニ功勞アルモノタルベシ、

特別評議員ハ評議員会ニ列シ、意見ヲ述ブルコトヲ得、

第二十五條 評議員会ハ会長ニ於テ必要ト認ムルトキ、及評議員三分

ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ請求アリタルトキ、之レ

ヲ開ク、

評議員会ノ日時場所及會議ノ目的タル事項ハ、開会ノ五日前ニ之

レヲ通知スルコトヲ要ス、

第二十六條 左ノ事項ハ評議員会ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス、

一 毎年度歳入歳出ノ予算及決算ニ関スル事

二 予算外ノ支出ニ関スル事

三 財産ノ管理ニ関スル事

四 奨學規則及本会内ノ諸規則ノ設定變更ニ関スル事

前項各号ノ外、会長ニ於テ必要ト認メタル事項ハ、之レヲ評議員

会ノ議ニ付スルコトヲ得、

第二十七條 評議員会ハ評議員二分ノ一以上出席スルニアラザレバ、

開会スルコトヲ得ズ、

但同一事件ニ付、再度招集ノ場合ニハ、議員三分ノ一以上ノ出席

員ニヨリ、議決及撰挙ヲ行フコトヲ得、

第二十八條 評議員会ノ議事ハ、第四十二條ノ規定ニ依ル、

第二十九條 会長ニ於テ評議員会ノ決議ニ対シ意見アルトキハ、之レ

ヲ再議ニ付スルコトヲ得、

第三十條 評議員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ、補欠撰挙ヲ行フ、

但其欠員数定員ノ三分ノ一二滿タザルトキ、又ハ各部ノ欠員半数

ニ滿タザルトキ、次ギノ改撰期迄補欠撰挙ヲ延期スルコトヲ得、

補欠撰挙ニヨリ就任シタル者ハ、前任者ノ任期ヲ襲グモノトス、

第三十一條 評議員会ハ必要ト認ムルトキハ、委員若干名ヲ互撰シ、

民法第五十九條ニ定メタル監事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得、

但幹事ハ委員タルコトヲ得ズ、

#### 第四章 総会

第三十二條 総会ハ之レヲ分チテ通常総会及臨時総会トス、

第三十三條 通常総会ハ毎年五月之レヲ召集シ、本会業務及会計ノ報告ヲナスモノトス、

第三十四條 臨時総会ハ会長ニ於テ必要ト認メタルトキ、若シクハ評議員二分ノ一以上、又ハ会員五十名以上ヨリ会議ノ目的事項ヲ示シ請求シタルトキ、之レヲ召集スルモノトス、

前項評議員又ハ会員ガ総会ノ召集ヲ請求シタル場合ニ於テハ、會長ハ其請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ召集ノ手續ヲ為スコトヲ要ス、

第三十五條 左ノ事項ハ総会ヲ經ルヲ要ス、

##### 一 定款変更

##### 二 会計規則ノ設定変更

##### 三 歳入額ニ超過スル支出

##### 四 評議員撰挙規則ノ改正

##### 五 総会議事細則ノ改正

第三十六條 凡ソ総会ノ議案ハ評議員会ノ決議ニ依リ、會長之レヲ發スルモノトス、

第三十七條 凡ソ総会ハ會長之レヲ召集シ、日時場所及會議ノ目的事項ヲ示シ、少クトモ十日前ニ京都市ニ發行スル新聞紙ノ一ヲ以テ廣告シ、尚便宜之レヲ会員ニ通知スルコトアルベシ、

第三十八條 総会ノ議事ハ予メ通知シタル目的事項ノ外ニ涉ルコトヲ

得ズ、

第三十九條 未成年者ハ総会ニ出席スルコトヲ得ズ、

第四十條 総会ハ会員百名以上出席スルニアラザレバ、議決ヲ為スコトヲ得ズ、

第四十一條 総会ノ出席者定数ニ滿タザルトキハ、出席シタル会員ニ於テ仮ニ議決ヲ為シ、會長ハ其仮議決及再召集ノ旨ヲ第三十七條ノ規定ニ從ヒ通知ヲ為シ、次会ニ於テハ出席者ノ員数ニ拘ハラズ、第一回ノ仮議決ヲ可決シタル時ハ、其効アルモノトス、

第四十二條 総会ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル、

第四十三條 総会ノ決議ハ第二十九條ノ規定ヲ準用ス、

#### おわりに

本稿で翻刻・紹介した史料から、あらたに得られた平安義会の社団法人化に関する知見を整理することで、結びとしたい。

(二)の「平安議會臨時總會議事筆記」の通り、明治四十年(一九〇七)九月二十九日に開催された平安義会の臨時總會では、社団法人化の是非について議論されている。臨時總會の冒頭で「本会ノ財産ヲ總テ挙テ本会ノ為メ、會員議君子孫ノ為ニ、這回社団法人組織ニ変更致シタク、抛テ財産ノ保護ヲ目的トスルニアリ」と幹事長の増沢季のが述べているように、會長・幹事長をはじめとする役員が、平安義会の財産保護をおもな目的として社団法人化を提案した。

臨時總會の前半では、「今日頂戴セシ定款ハ数拾條ニシテ熟読スルニ  
遅ナシ、之ヲ熟読セ不故ニ議場ニ立ツモ益ナシ」<sup>9</sup>「社団組織ハ平凡タル  
モノ、スヘキモノニシテ、本会ノ財産ヲ法人云々トハ、思モヨラヌ畏  
レ多キコトデハナキカ」<sup>10</sup>「今茲ニ規則ノ不完全云々ト云フコトハ実ニ不  
面目ニシテ、(中略)此ノコトヲ他ノ人ニ聞カレタルトキハ、我々ノ不  
名誉デハナキカ」といった社団法人化に反対する意見が続いている。

けれども、後半になると、「華族会館ノ如キハ如何デス、既ニ社団法人  
組織トナツテ居ルデアリマセンカ」<sup>11</sup>「本会ノ幹事諸君ガ設ケラレタ定  
款ニ於テハ異条ナシ、最モ信ジテ居リマス」<sup>12</sup>「社団法人ノ如キハ 陛下  
ノ御主意ニシテ財産ヲ保護スルノ目的ニシテ、本会ノ如キハ最モ法人  
組織ノ必要ハアリト認ム、(中略)若シ今日ニ於テ社団法人組織ニ致  
サ、サルトキハ、我々子孫ノ為メ、又本会ノ為ニナリマスマイト思ヒ  
マス」といった賛成意見も多く発せられており、社団法人化の是非に  
ついては会員の間で賛否両論あったことが分かる。

このように議論が白熱するなかで、会長の尾崎三良が、「定款ノ修正  
調査委員ヲ設ケタイト思マス、(中略)則会員斗リデ委員ヲ設ケルト云  
フニ賛成者ハ起立」と宣言し、この提案は満場一致で了承される。こ  
れは「第一ニ改正委員ヲ撰定又ハ指名アランコトヲ会長ニ望ム、而テ  
委員撰定ノ場合ニハ、現幹事及役員ヲ除キ、満場会員中ヨリ撰定アラ  
ンコトヲ願フ」<sup>13</sup>「本会ノ規則ハ總會ノ評決ヲ以テスベキニ、幹事及議員  
等ノミニシテ変更改正スルハ、実ニ不服」といった会員からの意見を  
取り入れた提案といえよう。

これに続いて会員から「規則ノ改正ハセヌトモヨキ様ニ思ヒマスガ、

スルトセバ那邊ノ処マデ改正セラル、カ」との質問が寄せられると、  
「役員のみによる定款の改正に反対の主張を唱えていた畑道名が、「土台  
カラ極テ行ク積リ」と発言している。なお、この畑道名は、前稿<sup>8</sup>で紹  
介したように、明治二十二年(一八八九)に恩賜金の使途について尾  
崎三良らに質問状を送り、京都在住旧官家士族総代の一人として授産  
金の貸与を請願した人物である。その後、会長による「定款ヲ議スル  
ニハ議事ノ細則ヲ設ケネバナラスト思フ——、委員ニ托スルコトニ  
シマスガ、九名ノ中ニ幹事ヲ加ヘサル方ヨロシキカ」との質問に対し、  
会員から「引続ノコトモアリ——、幹事式名ヲ加ヘタ方ガヨロシキカ  
ト思フ」との意見が出されると、会長は「然ラバ幹事式名ヲ加ヘ、拾  
壱名ト致シマス」として、畑道名を含む十一名の定款修正調査委員を  
指名している。

旧稿<sup>9</sup>において「平安義会沿革概略」という史料を翻刻・紹介したが、  
その文末に「茲ニ總會ノ決議ヲ以テ、法人組織ニ変更セントス」とあ  
り、ここに記された「總會」とは明治四十年九月の臨時總會を指すも  
のと考えられる。これを機に平安義会は社団法人化の準備を本格的に  
進めていくのである。なお、年未詳の「平安義会沿革概略」も、この  
準備期間に作成されたものと判断して差し支えあるまい。

ところで、『尾崎三良日記』の明治三十三年(一九〇〇)十二月十二  
日条<sup>10</sup>には、「京都平安義会ヨリ書面来ル、同義会ヲ法人ト為ルニ付、定  
款案及貸給規則改正案等ヲ封入ス」とある。尾崎三良が平安義会第二  
代会長に就任した明治三十三年の段階で、すでに尾崎は社団法人化を  
企図し、定款案などを作成していたことが確認できる。つぎに尾崎の

自叙伝である『尾崎三良自叙略伝』から、「平安義会を社団法人と為すこと」の項を引用する。

平安義会は従来私立会にして、法律上其名に依つては何等の権利義務あることなし。依つて是まで所有せし地所等は皆幹事等の私有名義に為り、其他種々の不便あるに依り、評議員会決議の上、愈々社団法人と為すの手續を為した。是は内務、文部両省へ稟請し、種々面倒の手續を経て漸く許可を受けて公然と法人と認められたり。当時の幹事長増沢季的氏は此事に付き東西往復斡旋尽力せられたり。時に明治四十二年六月なり。

旧稿<sup>(2)</sup>で詳述したように、明治二十六年（一八九三）に宮内省より公認された平安義会であるが、尾崎三良は「平安義会を社団法人と為すこと」で、同会が法律上では公的な団体と見なされていなかったために、社団法人化の手續きを取るに至ったと、その経緯を振り返っている。また、同会の社団法人化は、その実務を担当した幹事長増沢季的の尽力などにより、明治四十二年（一九〇九）六月に達成されたことも、こうした後年の尾崎による証言から確認できる。では、尾崎が同会の会長に就任した明治三十三年（一九〇〇）の時点で、すでに社団法人化を構想していたにもかかわらず、明治四十年に至ってようやくその手續きが急がれたのはどうしてであろうか。

『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ六 本会敷地払下ニ関スル書類」の「七 御料地内貸借ニ関スル書類」には、明治四十年（一九〇七）

六月の以下の書類が綴られている。これを便宜上（八）「照会書写ならびに答申案」と名付けて翻刻・紹介する。

（八）「照会書写ならびに答申案」

〔照会書写〕

貴会へ御貸渡中ニ係ル愛宕第一御料地ニ関シ、今般其筋ヨリ申越ノ次第モ有之候條、左記ノ廉々ニ対シ、至急何分ノ御答申相成度、此段及御照会候也、

明治四十年六月三日

御料局京都事務所

平安義会御中

記

- 一 平安学校ハ何年ニ設立シ、何年頃廃止セラレタルモノナルヤ
- 二 平安義会ノ成立、並ニ其目的及性質（即チ法人組織ナルヤ否ヤ）
- 三 学校廃止後、平安義会ニ於テ引続キ使用セラル、ノ關係
- 四 学校廃止後、平安義会ニ於テ土地木石ヲ引続キ使用セラル、正当ノ権利アル事由

〔答申案〕

本月三日付第一五三ノ七号ヲ以テ、御照会相成候本会へ拝借中ニ係ル愛宕第一御料地ニ関スル御質議ノ件、左記条項之通ニ有之候、此段答

申仕候也、

明治四十年六月

平安義会

御料局京都事務所御中

記

一 平安義校（或ハ平安学校ト記シタルモアレトモ、平安義校ヲ正名

トス）ハ、明治十六年十月ノ設立ニシテ、其設立者ハ旧官家士族ノ

子弟ヲ教育スル為メニ設ケタルモノトス、其原因ハ明治十二年

団体トス、其創設ノ趣意ハ、初メ旧官家士族ノ向ヘ恩食ヲ以テ恩賜

旧官家士族ノ困窮ヲ開シ召サレ、授産ノ為メトテ深キ恩召ヲ以テ、内務ノ金若クハ恩貸仰出サ

金アリタルヨリ、同族現下ノ急ヲ救ハンガタメ、或ハ殖産ニ或ハ其

レ官家士族相依リ授産ニ着手シタルモ、何分不慣レコトニテ多ク失敗ニ届シタリ、是ヲ以テ協議ノ

他ノ事業ニ着手シタルモ、其結果良好ナラザリシヨリ、明治十六年

上、明治十六年当時ノ宮内卿ヘ上申ノ上其目的ヲ改メ、恩貸ノ残影ヲ以テ、官家ノ子弟教育ノ

ニ至リ其目的ヲ一変シ、将来ノ発展ヲ慮リ、子弟教育ノ事業ヲ企図

シ。斯ノ中学程度ノ学校ヲ創設スルニ至リシヨリ、辱クモ其趣ヲ

聞食サレ、前ニ授産恩貸金ハ其殿下賜相成、且更ニ

尚ホ年々金円 下賜ノ御沙汰ヲモ蒙リタリ、是ニ於テ平安義校ニア

リテハ

皇恩ノ優渥ナルニ感佩シ、子弟教養上厚ク

聖意ヲ服膺シテ、諄々薰育シ其功績モ前者ニ比シテ較ヤ見ルヘキモノ

アリシニヨリ、同廿三年三月当御用邸内ノ建造物ヲ旧官家士族ヘ下

賜セラル、ニ至レリ、然ルニ世運ノ進化ト共ニ、教育ノ事業モ益々

發達スルニ至リ、一ノ中等学校ヲ維持シテ子弟涵養ノ実ヲ完成セン

トスルニハ、多額ノ経費ヲ要スルコト、ナリ、我義校ノ如ク年々ノ

恩賜金ト本会資金ノ利子トニテハ、完全ニ一校ヲ存続シ得ルノ費額

ニアラズ、到底当初ノ目的ヲ遂行スル能ハザルニヨリ、更ニ其方法

ヲ更革シ学校ヲ廢シ、其資金ヲ以テ学資ヲ補給シ、子弟ヲシテ国

内ニ連立セル官公立ノ各種学校ニ入り、完全ナル教育ヲ受ケシムル

ニ如カズトナシ、斯ニ学資給与ノ制ヲ立テ、明治廿六年十月我旧官

家士族団体總會ノ決議ニヨリ、本校ヲ廢スルニ至レリ、

二 凡ソ一ノ学校ヲ起スニハ、官内卿及三条、岩倉兩大臣ノ内命ニ依

リ、之ヲ處理セシモノニ係ル、其設立者ナカルベカラズ、前項ノ平安

義校ノ設立者ハ、旧官家士族ノ団体ナリ、此団体ヲ名ケテ平安義

会ト云フ、此名称組織ハ、明治廿六年〇七月宮内大臣ヘ上伸シ、御

會トアラズ、明治廿六年ニ至リ、官家士族ノ団体ヲ組織シ、同年前

開置トナレリ、本会ノ目的ハ、前項ニ答申シタル如ク、同族子弟ノ

教養ニ在ルヲ以テ学資給与ノ業ヲナシ、傍ラ子弟ノ素行ヲ監察スル

ノ務ヲナス、之ニ依テ年々ノ恩賜金モ其俾下シ置カレタルモ、明治

三十年一月ニ至リ、帝室御資産ノ内ヨリ一時金ヲ賜リ、年々ノ賜

金ハ停メラレタリ、爰ニ本会ハ賜金当時令書ニヨリ其御趣旨ヲ奉戴

シ、基礎ヲ鞏固ニシテ子弟教養ノ実績ヲ顕揚センコトヲ勉メ、漸次

会則ヲ改善シ、其業務ヲ保持シテ現今ニ至レルモノナリ、其会ノ性

質ニ至リテハ從來ノ俾ナレトモ、現下法人組織ニ変更セんとスル

ノ調査中ニシテ、其準備モ着々進行シツ、アレバ、近キ将来ニ於

テ組織変更ノ結果ヲ見ルヲ得ベシ、

三 前二項ニ於テ陳ヘタル如ク、学資給与ノ制ヲ設ケタルニヨリ、或

ハ子弟ヲ召集シテ訓示ヲ与フルコトアリ、或ハ會員ヲ集合シテ会議

ヲナスコトアリ、此ノ奨學ノ事務ヲ執行スルニ相当ノ場所ヲ要ス、因テ曩ニ拝借仰付ラレタル御料地及ヒ下賜建造物ヲ以テ之ニ充テ、引續キ使用シ居レルナリ、○此御料地ニ在ル此下賜建造物内ニ於テ、信阿彌下ノ御宸影ヲ下賜相成、之ヲ此中央ニ賜ケ大祭日等ニハ、會員ヲシテ之ヲ拝セシメ、且此恩賜ノ金円ヲ子弟ニ給与スルハ、中央ニ賜ケ大祭日等ニハ、會員ヲシテ之ヲ拝セシメ、且此薰育上無限偉大ノ勢力ヲ有シ、不

聖恩ニ感泣スルモノナレハ、本会ノ目的ヲ貫徹セントスルニハ、必ス此地此屋舎ヲ使用セザルベカラズ、

四 平安義校又ハ平安義会ト称シ、其名称ヲ異ニスルモ、其実ハ皆旧官家士族ノ団体ニシテ、其成立目的共ニ同一物ナリ、唯其時ニ学校アリタルニヨリ平安義校ト称シ、其奨學事務ヲ執ルニヨリ平安義会ト名ケタルニ過ギズ○、故ニ平安義校ト平安義会ハ異名同体ナルヲ以テ、拝借地其他ノ物件ニ関スル權利ハ、当然本会ニ属スベキモノナリ、

前半の「照會書写」は、平安義校および平安義会が使用してきた愛宕第一御料地（旧二条邸）について、明治四十年（一九〇七）六月三日に、御料局京都事務所が平安義会に対して四項目の質問への回答を求めたものである。これらの具体的な質問内容は、①平安義校の成立年および廃止年について、②平安義会の成立・目的・性質（特に法人組織かどうか）について、③平安義校と平安義会の関係について、④平安義校廃止後に御料地等を平安義会が使用している根拠について、の四項目となる。

これらの質問に対する回答が後半の「答申案」である。これは同年六月に作成された案文であるが、このうち「記」以下の部分の正文が残されており、旧稿で翻刻・紹介した（二）記（平安義校と平安義会）<sup>①</sup>がそれに当たる。このうち質問②への回答部分には、「其会ノ性質ニ至リテハ、從來ノ儘ナレトモ、現下法人組織ニ変更スルヤ否ハ、其利害得失今尚ホ調査中ナリ」と記されており、愛宕第一御料地（旧二条邸）をめぐる明治四十年六月の御料局京都事務所からの問い合わせが、平安義会の社団法人化を促した側面は認められよう。

さて、こうした社団法人化の準備のため、平安義会が所有する株式・債券や地所・建物などの総資産について、明治四十一年（一九〇八）六月三十日に調査がなされ、その結果をまとめたのが（五）の「平安義会資産総額」である。これにより、かつて平安義校の本校として使用されていた常盤井殿町の愛宕第一御料地（拝借地）、および産業誘導社が置かれ、後に入塾生の塾舎として使用されていた玄武町の地所（現在の同志社女子大学付近）・建物の詳細などの情報も知ることができ<sup>②</sup>る。

また、（六）の「平安義会社員総数」も社団法人化の準備書類で、この調査時点における平安義会の社員（会員）総数は一千六人であったことが分かる。なお、「社団法人設立ニ関スル書類」に綴られている社員総数の内訳を記したメモを、以下に翻刻・紹介しておく。

書類

百五十一人



二類

百六十一人

三類

百十七人

四類

百七十二人

五類

百三十一人

六類

九十六人

七類

百七十八人

惣計壹千六人

この「壹類」から「七類」という分類は、(七)「平安義会定款」の第二十二條に定められた「第一部 非蔵人 北面 使番」から「第七部 社家」に対応している。

平安義会の総資産や社員総数の調査および書類の準備が整うと、明治四十一年(一九〇八)十一月十七日には、文部大臣に宛てた(三三)の「社団法人許可願」や、京都府知事に宛てた(四)の「社団法人進達願」により、社団法人化に向けた申請がなされている。<sup>15)</sup> なお、(三三)

(四)ともに差出者は「平安義会設立者総代」を称しており、(四)には幹事長の増沢季のおよび兼田義路・畑道名の三名、(三三)にはこれに

会長の尾崎三良および水口卓哉・左右田忠太郎・田中省三郎・中野州綱を加えた八名の記名押印がある。このように、(二)の「平安義会臨時総会議事筆記」にみえる十一名の「定款修正調査委員」のうち、畑道名・水口卓哉の二名のみが、「社団法人許可願」の「平安義会設立者総代」としても名を連ねている。

ところで、(七)の「平安義会定款」には作成年月日が記載されていないが、これは明治四十年(一九〇七)の平安義会の臨時総会で、十一名の「定款修正調査委員」による定款案の再検討が決まったことを受け、明治四十一年(一九〇八)の「社団法人許可願」や「社団法人進達願」の提出に合わせ、同委員によって作成されものと考えられ、全四十三條からなっている。ただし、平安義会現相談役の今原嘉麻呂氏所蔵で、「明治四拾貳年五月 日議決」との記載がある「平安義会定款」は、全五十四條からなっており、(七)の「平安義会定款」は、あくまでも明治四十二年(一九〇九)五月以前における定款案と判断できる。(七)の「平安義会定款」と明治四十二年五月の「平安義会定款」を比較すると、第一條から第四十三條までには大きな違いはなく、第四十四條から第五十四條までが、明治四十二年五月(平安義会が社団法人として承認される一か月前)の議決であらたに追加されたものと考えられる。そこで、この追加された条文についても、そのまま引用紹介しておきたい。

第四十四條 總會ニ出席セサル會員ハ、書面ヲ以テ表決ヲ為スコ

トヲ得ス、又ハ任意ニヨル代理人ヲ出スコトヲ得ス、

## 第五章 財産管理

第四十五條 本会ノ財産ハ、国債証券其他確實ト認ムルモノヲ以テ保有スルモノトス、

其種類ハ理事会ニ於テ選択シ、評議員会ノ議決ヲ經テ之レヲ定ムルモノトス、

第四十六條 財産ハ会長ノ名儀トナシ、有価証券ハ日本銀行ニ保護預ケトナスモノトス、

第四十七條 財産ヨリ生スル一切ノ収益其他雜収入金ヲ以テ歳入トシ、本会常用ノ費途ニ充用ス、

第四十八條 毎年度ノ歳入歳出ハ、理事会ニ於テ款項ニ分チ、予算案ヲ編成シ、評議員会ノ議決ヲ經テ執行スルモノトス、

第四十九條 歳出各款ノ流用ハ、評議員会ノ議決ヲ經ヘク、各項目ノ流用ハ理事会之レヲ決行ス、

第五十條 本会ノ會計年度ハ曆年度ニ依ル、

第五十一條 毎年度ノ剰余金ハ準備金ニ繰入レ、其多額ニ上リタルトキハ、評議員会ノ議決ヲ經テ財産ニ繰入ル、モノトス、

第五十二條 毎年度ノ決算書及財産目録ハ、評議員会ノ承認ヲ經テ、翌年五月ノ通常總會ニ報告スルモノトス、

### 附則

第五十三條 現任理事ハ本会ヲ社団法人設立者トナシ、定款実施ノ際并ニ其以後ニ於ケル会長及幹事ノ職務ヲ行フモノトス、但任期ハ就任ノ日ヨリ起算ス、

第五十四條 定款第二十二條中ノ半数改選ハ、次期ノ総改選期ヨ

リ実施シ、第一回ノ半数退任者ハ、抽籤ヲ以テ決定ス、

明治四十二年（一九〇九）六月に、平安義会が社団法人として承認された時点での定款では、「上皇室ノ御恩眷ト、下祖先ノ勤勞トヲ感銘シ、會員并ニ其子弟ノ学芸ヲ奨励シ、和親ヲ敦フシ、共同ノ幸福ヲ圖リ、一般ノ公益ヲ増進スル」ことが、同会ノ目的であると第一條で規定されている。また、第六條には、「左記（非藏人・北面・使番・仕丁・諸官人・宮門跡家来・撰家以下公卿家々来・准門跡家来・社家）ノ旧資格ヲ有スル士族ノ戸主ニシテ、現ニ山城国内ニ住居シ、明治四十一年一月一日現在、平安義会々員名簿ニ登録サレアル者ヲ以テ會員トス」とあるように、官家士族のなかでも山城国内に居住している者に、會員の範囲を限定していることが分かる。さらに、同会の役員については、会長一名と幹事七名が理事であること、幹事は四十二名の評議員から選出すること、評議員は「第一部 非藏人 北面 使番」「第二部 仕丁」「第三部 諸官人」「第四部 宮門跡家来」「第五部 撰家以下公卿家々来」「第六部 准門跡家来」「第七部 社家」から六名ずつを選出することが、第十四條・第十五條・第十七條・第二十二條によって確認できる。

なお、今原嘉麻呂氏は、「平安義会々則」という資料も所蔵されている。こちらには作成年月日が記載されていないものの、「現任役員（明治二十六年十月調査）」とあり、これに続けて会長伊丹重賢以下、副会長一名、幹事七名、書記一名、総代議員二十五名（三名欠員）の氏名などが列記されている。これにより「平安義会々則」は、明治

二十六年（一八九三）十月以降、明治四十二（一九〇九）五月に「平安義会定款」が議決されるまでの期間に作成されたものと判断できよう。ただ、明治四十年（一九〇七）六月の（八）「照会書写ならびに答申案」に、「漸次会則ヲ改善シ、其業務ヲ保持シテ現今ニ至レルモノナリ」とある通り、会則はこれ以前に何度か改定されていたと考えられるため、この「平安義会々則」がどの時点で作成されたものかを特定することは困難である。

全五十一條からなるこの「平安義会々則」は、「第一條 本会ハ京都ニ住居スル旧官家士族ヲ以テ組織シ、皇室ノ尊榮ヲ保護シ、同族ノ幸福ヲ増進スルヲ以テ目的トス」から始まり、「平安義会定款」と比較すると会員の範囲は同じであるものの、会員や子弟の学芸奨励が目的に含まれていないという違いがある。「平安義会定款」では、平安義校と平安義会が異名同体であることを意識して、目的に学芸奨励を明記したのであろう。また、役員構成にも違いがあり、「平安義会々則」では、会長一名、副会長一名、幹事七名、総代議員二十八名、委員若干、書記若干を役員と規定している。また、「明治二十六年十月調査」時点での幹事七名として、兼田義路・鳥居川憲昭・増沢季的・岩橋元柔・畑道名・服部保親・山本長敬の名がみえる。明治四十年九月の（二）「平安義会臨時総会議事筆記」に記された「定款修正調査委員」には、九名の会員に二名の幹事を加えた十一名が選出されているが、明治四十年九月時点での幹事が先の七名とは限らないものの、「定款修正調査委員」に加えられた幹事二名とは、岩橋元柔と畑道名であった可能性もある。

以上、「平安義会資料」所収「由緒沿革誌其ノ二」に綴られた「社団法人設立二関スル書類」を翻刻・紹介するとともに、平安義会が社団法人としての認可を受けるまでの経緯について考察してきた。最後に本稿で明らかにした平安義会の社団法人化の経緯を整理しておきたい。

明治二十六年（一八九三）七月に、伊丹重賢を会長とした平安義会は宮内省に公認され、後に会則も定めていたものの、法律上では公的な団体と見なされていなかった。そのため明治三十三年（一九〇〇）七月の伊丹の死去にともない、あらたな会長に就任した尾崎三良が、平安義会の社団法人化を構想するものの、その後しばらく進展はみられず、明治四十年（一九〇七）六月に、かつて平安義校があった愛宕第一御料地を、平安義会が使用している法的根拠などについて、御料局京都事務所より質問を受けたことを一つのきっかけに、平安義会の社団法人化とあらたな定款の必要性が再認識され、同年九月にこれらを審議するための臨時総会が開かれたのである。臨時総会では十一名の定款修正調査委員が指名され、社団法人化に向けたあらたな定款案が作成されていく。明治四十一年（一九〇八）には、「平安義会資産総額」「平安義会社員総数」といった書類も準備され、同年十一月に「社団法人許可願」および「社団法人進達願」によって、平安義会の社団法人化に向けた申請手続きが進められた。明治四十二年（一九〇九）五月には「平安義会定款」が議決され、同年六月、平安義会は正式に社団法人としての認可を受けたのである。

注

- (1) すでに、「平安義会沿革概略」の翻刻と官家士族の先行研究―『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の紹介(二)―(『駒沢女子大学研究紀要』二四、二〇一七年)、「由緒沿革誌其ノ四」の翻刻と平安義校―『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の紹介(二)―(『駒沢女子大学研究紀要』二五、二〇一八年)、「由緒沿革誌其ノ一」の翻刻と平安義会の沿革―『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の紹介(三)―(『駒沢女子大学研究紀要』二六、二〇一九年)、「由緒沿革誌其ノ二」の翻刻と平安義会への授産金引継―『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の紹介(四)―(『駒沢女子大学研究紀要』二七、二〇二〇年)を発表している。あわせて参照されたい。
- (2) 詳細は注(1) 拙稿(二〇二〇)を参照のこと。
- (3) 詳細は注(1) 拙稿(二〇一九)を参照のこと。
- (4) 拙稿以外の平安義会に関する先行研究には、小林丈広『明治維新と京都―公家社会の解体―』(臨川書店、一九九八年)、山下奈津美「平安義会のあゆみ―二條家と同志社をつなぐもの―」(『同志社大学歴史資料館館報』一一、二〇〇八年)がある。
- (5) 注(1) 拙稿(二〇二〇)。
- (6) 社団法人許可願は、「社団法人設立ニ関スル書類」内に合計八通が綴られている。その内訳は、明治四十一年十月十二日付で内務大臣・文部大臣に宛てられた印影のあるものが三通、明治四十一年十一月十七日付で文部大臣に宛てられた印影のあるものが二通、
- 明治四十一年付で文部大臣に宛てられた印影のあるものが一通、明治四十一年十一月付で内務大臣・文部大臣に宛てられた印影のないものが一通、明治四十一年十月十七日付で文部大臣に宛てられた印影のないものが一通で、いずれも本文は基本的に同じ文言である。
- (7) 社団法人進達願は、「社団法人設立ニ関スル書類」内に合計五通が綴られている。その内訳は、明治四十一年十一月十七日付で京都府知事に宛てられた印影のあるものが一通、年月日未詳で京都府知事に宛てられた印影のないものが一通、明治四十一年十月付で京都府知事に宛てられた印影のないものが一通、明治四十一年十月十七日付で京都府知事に宛てられた印影のないものが一通、明治四十一年十月十二日付で京都府知事に宛てられた影印のあるものが一通で、いずれも本文は基本的に同じ文言である。
- (8) 注(1) 拙稿(二〇二〇)。
- (9) 注(1) 拙稿(二〇一七)。
- (10) 伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記 下巻』(中央公論社、一九九二年)。
- (11) 『尾崎三良自叙略伝 上巻』(中央公論社、一九七六年)。
- (12) 注(1) 拙稿(二〇一九)。
- (13) 注(1) 拙稿(二〇一九)。
- (14) 常盤井殿町の愛宕第二御料地(現在の同志社女子中学校・高等学校付近)は拝借地で、明治二十三年(一八九〇)三月に、旧二条邸の建物だけが平安義校に下賜されていた。明治四十四年

(一九一一)三月には、御料地の払い下げが決定し、平安義会の所有となる。詳細は注(一) 拙稿(二〇一七・二〇一八)を参照のこと。

(15) 先に引用した『尾崎三良自叙略伝』の「平安義会を社団法人と為すこと」には、「是は内務、文部両省へ稟請し」とあるが、本稿で引用した十一月十七日付の「社団法人許可願」は文部大臣宛である。ただし、注(6)の通り、「社団法人設立ニ関スル書類」に綴られた「社団法人許可願」には、内務大臣・文部大臣宛のものも含まれている。

(16) ただし、第一條から第四十三條までについても、おおよそ以下のような点で違いはある。第四條「資産ニ関スル規定ハ別ニ之レヲ定ム」が明治四十二年五月の定款では削除されている。第十三條「何等ノ事由タルヲ問ハズ」が「何等ノ事由アルモ」と修正されている。第十七條「会長又ハ幹事ノ選挙ハ、投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当選者トス、投票同数ナルトキハ、年長者ヲ以テ当選トス」が明治四十二年五月の定款には追加されている。第十九條「会長事故アル時ハ」が「会長事故アル時及会長欠員ノトキハ」と修正されている。第二十二條「会員中ヨリ互撰スルモノトス」が「会員中ヨリ選挙シ二年毎ニ其半数ヲ改選ス」と修正されている。第二十三條「一 公権剥奪、又ハ停止中ノモノ」が明治四十二年五月の定款では削除されている。「六 公権剥奪、若シクハ停止ヲ付スベキ重罪軽罪ノ為メ、公判ニ付セラレ、其裁判確定ニ至ラザルモノ」が「破廉恥罪ニヨリ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタ

ルモノ」と修正されている。第二十六條「三 財産ノ管理ニ関スル事」が「三 会計規則ノ設定変更」と修正されている。第三十條「又ハ各部ノ欠員半数ニ満たサルトキ、次ギノ改撰期迄補充欠選挙ヲ延期スルコトヲ得」が「次キノ改撰期迄補充選挙ヲ行ハス」と修正されている。第三十五條「二 会計規則ノ設定変更」が明治四十二年五月の定款では削除されている。第三十九條「未成年者ハ」が「無能力者ハ」と修正されている。第四十條「但定款変更ノ場合ハ会員八分ノ一以上出席シ、其三分ノ二以上ノ同意ヲ経ルコトヲ要ス」が追加されている。第四十一條「但此場合ニ在ツテモ、定款変更ノ議決ニ限り、出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ経ルコトヲ要ス」が明治四十二年五月の定款には追加されている。なお、京都府立京都学・歴史館所蔵『若杉家文書』にも、「明治四十二年六月三日議決」との記載がある。「平安義会定款」が所収されており、全五十四條の内容は、今原氏所蔵の「平安義会定款」と同じである。